

# 告 示

## 埼玉県告示第三百九十一号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一二―二四―一号

### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県本庄市西富田八百九十六番三 他三筆

### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 二千六百九十七立方メートル